

京都市上下水道局告示第57号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年1月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都府相楽郡精華町下狛車付7番地66

日本開発工業

代表者 古田 一文

2 廃止年月日

平成25年11月11日

(上下水道局水道部給水課)